

野々市市 出産・子育て応援事業について



野々市市では妊娠期から出産・子育てまでの負担軽減を図るため、国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施します。

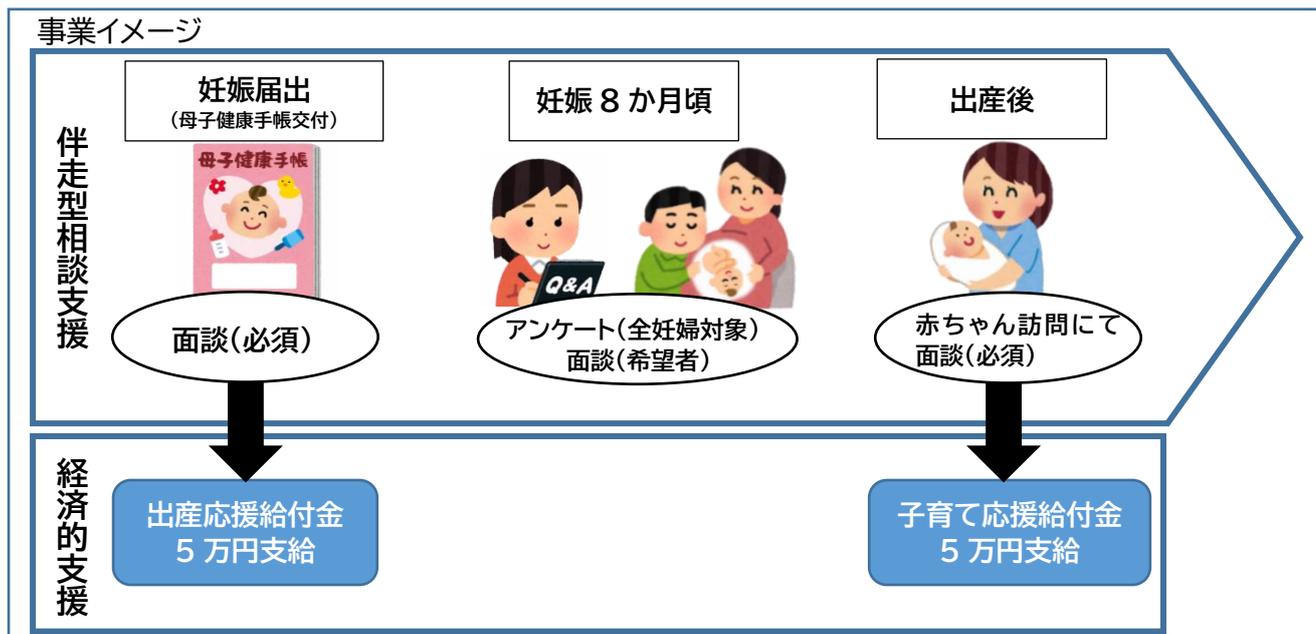
伴走型相談支援

安心して出産・子育てができるよう、妊娠中の過ごし方や出産への不安、子育てに関する相談などを行います。

面談のタイミング	内容
妊娠届出時 (母子健康手帳交付時)	妊婦本人と保健師等との面談では、妊娠中の過ごし方についての相談や、子育て支援サービスの紹介などを行います。
妊娠 8 か月頃	事前のアンケートにより、希望する妊婦およびその家族と助産師・保健師が面談をします。面談では、出産準備や出産後の生活についての相談などを行います。
出産後 (生後 1~2 か月頃)	子どもが生まれたすべての家庭に助産師・保健師が訪問し、面談をします(赤ちゃん訪問)。面談では、出産後の生活、子育てについての相談や、利用できる子育て支援サービスの紹介などを行います。

経済的支援

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、伴走型相談支援における妊娠届出時(母子健康手帳交付時)の面談後に出産応援給付金 5 万円(妊婦 1 人あたり)と赤ちゃん訪問時の面談後に子育て応援給付金 5 万円(子ども 1 人あたり)を、それぞれ支給します。



子育て応援給付金の詳細については裏面をご覧ください。

裏面もご覧ください

野々市市 子育て応援給付金について

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、子育て応援給付金を支給します。
条件等は下記をご確認ください。

支給対象者	養育者(原則、母)
支給条件 (全てに該当)	<ul style="list-style-type: none">● 赤ちゃん訪問(※)で保健師等と面談を実施していること● 市外で同様の支給を受けていないこと● 申請日において、お子さんの住民票が野々市市にあること
支給額	出生した子ども1人あたり 5万円
必要書類	① 子育て応援給付金申請書 (お子さんの出生した月の翌月に郵送されます) ② 養育者(原則、母)名義の口座情報がわかる通帳など(郵送の場合はコピーを同封) ネットバンク等、通帳がない場合は、口座名義人・銀行名・支店名・口座番号がわかるものを提示してください
支給までの 流れ	(1)「子育て応援給付金申請書」が届く(お子さんの出生した月の翌月下旬が目安です) (2)赤ちゃん訪問で保健師等と面談をする <ul style="list-style-type: none">● 申請書が届く前に赤ちゃん訪問を受けた場合は、申請書が届いてから申請してください (3)子育て応援給付金の申請を行う <ul style="list-style-type: none">● 同封の返信用封筒に必要書類をすべて封入し、切手を貼って郵送してください(窓口提出可) (4)申請してから1~2か月後に子育て応援給付金が指定口座に振り込まれる <ul style="list-style-type: none">● 事前に子育て応援給付金支給決定通知書が郵送されます
申請期限	赤ちゃん訪問を受けた日から、 お子さんが生後5か月になる前日まで <ul style="list-style-type: none">● 申請前に野々市市外に転出する場合は、転出先にご相談ください。● 特段の理由があり、期間内に申請できない場合は、ご連絡ください。
問い合わせ 申請先	野々市市健康推進課(保健センター内) 〒921-8825 野々市市三納三丁目 128 番地 TEL 076-248-3511 受付時間 平日 8:30~17:15(土日、祝日、年末年始はお休みです)

※ 赤ちゃん訪問では、生後4か月までのお子さんとお母さんがいるすべての家庭を対象に、保健師または助産師が訪問し、身体計測や育児相談などを行っています。赤ちゃん訪問を早期に受けたい方、里帰り先で受けたい方、低出生体重児を出産された方は母子保健のしおりに付属のがき、もしくは電話で野々市市健康推進課までご連絡ください。

